

平成 28 年

# 厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

# 平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会会議録

平成28年3月28日（月）午前10時開会

---

出席議員 13人

1番	釘	丸	久	子
2番	石	井	芳	隆
3番	沼	田	幸	一
4番	高	田		浩
5番	寺	岡	まゆ	み
6番	高	橋		豊
7番	田	口	孝	男
8番	小	島	総一	郎
9番	小	倉	英	嗣
10番	佐	藤		茂
11番	佐	藤	り	え
12番	藤	田	義	友
13番	川	瀬	正	行

---

欠席議員 なし

---

説明のための出席者

管	理	者	小	林	常	良
副	管	者	小	野	明	豊
副	管	者	大	澤	宏	夫
会	管	者	霜	矢	惠	美
事	計	者	小	島	俊	治
事	務	長	三	村	雅	夫
	務	長	庄	橋		一
	局			司		
	次					

---

事務局出席者

書	記	山	口	美	千	代
書	記	小	瀬	村	伸	一

---

## 議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会期の決定
- 3 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 4 管理者施政方針
- 5 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	石 井 芳 隆	(1) ごみ中間処理施設について ア 建設に向けた取り組みについて (ア) 具体的な内容とスケジュールは。 (イ) 地元に対する情報発信の考えは。 イ 併設する災害廃棄物一時保管場所について (ア) 位置づけは。	6

- 6 議案第1号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）
- 7 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 8 議案第3号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計予算
- 9 議案第4号 監査委員の選任について
- 10 議員提出議案第1号 管理者の専決事項の指定について

---

## 議 長 諸 報 告

- 8月31日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（7月分）
- 9月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（8月分）
- 10月5日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 10月16日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 10月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（9月分）
- 10月29日 議会運営委員会委員の選任について、愛川町選出議員の佐藤茂議員、佐藤りえ議員を指名した。
- 11月12日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、議長、副議長及び議員10人が御殿場市・小山町広域行政組合「富士山エコパーク焼却センター」の視察を行った。
- 11月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（10月分）
- 11月30日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、臨時全員協議会の開催について、依頼があった。
- 12月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（11月分）

- 1月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（12月分）
- 2月9日 平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、臨時全員協議会の開催について、依頼があった。
- 2月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（1月分）
- 同日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
定期監査結果報告
- 同日 議会運営委員会委員長から、平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、答申があった。
- 同日 議員提出議案第1号を受理した。
- 3月4日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会提出議案の送付があった。  
議案第1号～第4号 4件
- 3月7日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。
- 3月25日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、臨時全員協議会の開催について、依頼があった。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（2月分）
- 

#### 本日の付議事件

- 1  
く 議事日程に同じ  
10
-

○沼田幸一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、愛川町議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

---

○沼田幸一議長 日程1「議席の指定」を行います。

愛川町議会から選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により、議長が指定いたします。

議席番号と氏名を読み上げます。

8番 小島総一郎議員

9番 小倉英嗣議員

10番 佐藤 茂議員

11番 佐藤りえ議員

以上であります。

ただいま読み上げましたとおり議席を指定いたします。

氏名標をお立て願います。

---

○沼田幸一議長 ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。佐藤りえ議員、藤田義友議員をお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

---

○沼田幸一議長 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○沼田幸一議長 日程3「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付してありますとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

---

○沼田幸一議長 日程4「管理者施政方針」の説明に入ります。管理者。

○小林常良管理者 おはようございます。平成28年度の予算及び諸案件のご審議をお願いするに当たり、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、私の組合運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、主要な施策についてご説明申し上げます。

私たちの社会は、自然界から資源を大量に取り出し、さまざまなものを大量に生産・消費し、その後、不要となったものを自然界へ廃棄しています。しかし、この過程において地球上の天然資源を浪費し、健全な物質循環を阻害するなど、自然界に大きな負荷を与えています。こうしたことから、私たちが目指すべき社会は、従来的大量生産・大量消費型の経済社会から大きく転換し、自然界から取り出す資源と自然界に排出する廃棄物の質・量を自然環境が許容できる範囲に抑えた、持続可能な活動が行われる社会であります。そのためにも循環型社会や低炭素社会、自然共生社会づくりを統合的に進める必要があり、その取り組みの1つとして、私たちは3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、それでも残る廃棄物等については、貴重な資源やエネルギー源として有効活用するなど資源生産性を高めていく必要があります。

私たちの住む厚木市、愛川町及び清川村は、丹沢山系の山並みや相模川、中津川及び小鮎川の清流など豊かな自然環境に恵まれており、私たちにとってかけがえのない財産と

なっています。このような自然と共存した持続可能な社会を、将来を担う子供たちに引き継いでいくことは、私たちの重要な使命であります。本組合におきましても、循環型社会形成の一翼を担う環境に配慮した施設整備を目指し、その役割を十分に認識しながら、事業の推進に努めてまいります。

さて、平成28年度の予算編成に当たりましては、本組合の歳入の根幹をなす構成市町村の負担金について、市町村が厳しい財政状況にありますことから、限られた財源の効果的な配分に努めつつ、施設建設にかかわる所要の事業費を措置した結果、2億116万5000円の予算規模といたしました。

事業の執行に当たりましては、国の循環型社会形成推進交付金や神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の活用により財源確保を図りながら、引き続き「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」及び「情報提供推進による事業の透明性の確保」を二大施策として、ごみ処理広域化の早期実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

初めに、「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」の取り組みについてご説明いたします。

近年における民間のごみ焼却技術及び焼却灰の資源化技術の進展等を踏まえ、平成27年度に厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の改定作業を行いました。その結果、ごみ中間処理施設には焼却灰を熔融処理するための施設を設置せず、民間事業者の活用により、焼却灰自体を資源化することとし、それを前提に最終処分場の整備は行わないことといたしましたので、今後につきましては、改定した実施計画に基づき、厚木愛甲地域におけるごみの広域処理の取り組みを進めてまいります。

また、ごみ中間処理施設につきましては、ごみ中間処理施設整備基本計画に基づき、施設整備の詳細な検討を進めるとともに、神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響予測評価実施計画書の作成や都市計画手続等に着手してまいります。さらに、施設に併設する災害廃棄物一時保管場所の整備内容や運用方

法等につきまして検討を進めてまいります。

次に、「情報提供推進による事業の透明性の確保」の取り組みについてご説明申し上げます。

今後、情報公開の重要性がさらに増してまいりますことから、ホームページや市町村広報紙を活用し、住民の皆様にも組合事業に対する理解と認識を深めていただけるよう情報提供の推進と事業の透明性の確保に努めてまいります。

以上、平成28年度の組合運営に当たり、私の所信及び主要な施策を述べてまいりましたが、ごみ中間処理施設の整備につきましては、いよいよ具体的な検討を進めていく段階となりました。地元の皆様のご理解をいただきながら、環境性や安全性等に配慮した施設整備ができるよう全力で取り組んでまいりますので、住民の皆様並びに議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。平成28年度の施政方針といたします。

**○沼田幸一議長** 以上で管理者施政方針の説明を終わります。

---

**○沼田幸一議長** 日程5「一般質問」を行います。

通告に従い、質問を許します。石井芳隆議員。

**○2番 石井芳隆議員** 皆さん、おはようございます。石井芳隆でございます。きょうは、前回に引き続き、施設建設の取り組みについてお伺いをしたいと思います。今、管理者が施政方針で述べられましたことについて、内容が重複する部分があるかと思いますが、質問させていただきますので、よろしくお伺いしたいと思います。

平成27年11月に第6回のごみ中間処理施設整備検討委員会が開催されております。そのときに中間処理施設整備基本計画の素案が策定されており、それをもとに案が作られ、パブリックコメントが実施されております。それと並行して、平成27年12月20日に地元説明会が開催され、平成32年稼働予定が平成37年度に延長されるとの報告、そして説明があり

ました。そこで、延長する具体的な内容とスケジュールについてお伺いをさせていただきます。

また、地元に対し、これからの情報をいかにしっかりと発信していくかがさらに大事であり、責務であると考えます。管理者も今後の建設に当たってさまざまな手続が必要になってくると思います。その情報をどのようにして、どのような形で発信していかれるかもお伺いしたいと思います。

次に、隣接する災害廃棄物一時保管場所についてであります。地元は神奈川県の三川公園の計画が残存している、まだ引き継がれていると思っております。神奈川県との交渉については、厚木市が窓口となり、今まで行ってきておりますが、現在、この三川公園計画について、災害時の廃棄物一時保管場所との関連と、それから、この一時保管場所の位置づけがどのようになっているのか、この辺についてもお尋ねをしたいと思います。

以上、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

**○小林常良管理者** ただいま石井芳隆議員から、ごみ中間処理施設について、建設に向けた取り組みについて、具体的な内容とスケジュールは、地元に対する情報発信の考えはとのお尋ねでございますが、平成27年度に策定したごみ中間処理施設整備基本計画に基づき、平成28年度から、施設基本設計や環境影響評価、都市計画手続等に着手してまいります。その後、用地取得等を経まして、平成33年度に着工し、平成37年度に稼働を開始する予定でございます。地元の皆様に対しましては、事業の進捗を踏まえ、情報提供に努めてまいります。

次に、併設する災害廃棄物一時保管場所について、位置づけはとのお尋ねでございますが、ごみ中間処理施設の北側隣接地につきましては、神奈川県が計画していた公園区域でもありました。このようなことから、日常的には、地元の皆様に初め3市町村の住民の皆様がご自由にお使いいただける緑地として整備する予定でございます。なお、大規模災害

発生時には、国の指針に従い、災害廃棄物一時保管場所としても使えるよう整備してまいります。

**○2番 石井芳隆議員** ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、建設される施設の用地のところについてお伺いをしたいと思います。昨年12月20日に地元に対して住民説明会がありました。その中で、施設の建設用地についてかさ上げをしていくという説明がございました。このかさ上げの理由というか、なぜかさ上げをしなければいけないのか。説明会でも話はあったんですけども、もう少しその辺を具体的にお聞かせ願いたいと思います。

**○三橋俊夫事務局長** 平成25年5月に国から示されました廃棄物処理施設整備計画では、廃棄物処理施設は大規模災害時においても稼働を確保し、地域の防災拠点としての機能も求められております。今回計画しております中間処理施設はこの方針に基づき整備するもので、建設予定地が、神奈川県の浸水想定によりますと、150年に1度の大雨により相模川がはんらんした場合には2メートル浸水する箇所となっておりますことから、これらに対応できる施設とするため、2メートルのかさ上げをするものでございます。

**○2番 石井芳隆議員** 今のお話ですと、150年に1度の大雨を予測していった場合に、神奈川県のハザードマップを基に2メートルぐらいのかさ上げが必要だということがあります。これは昨年そのハザードマップの中で指定された場所なのか、先ほど平成25年というふうなお話もありましたけれども、その以前からこのような形での指針があったのか、その辺はいかがでしょうか。

**○三橋俊夫事務局長** 神奈川県におきましては、今後起こり得るいろいろな災害につきまして、随時、更新等を行うものと聞いております。これらにつきましては、昨年までに示されました相模川水系におけますハザードマップの浸水の想定等につきましてご説明しているところでございます。



**○2番 石井芳隆議員** 昨年でしたか、大雨の関係で堤防が崩れて大きな災害を起こしたところのことも視野に入っているのかなと思いますけれども、ああいう状態が起きることは非常に安心できない部分でありますから、かさ上げが必要になるかなということも理解はできるのですが、このかさ上げによってプラスになる部分というのでしょうか、今の安全の面のほかに、例えば堤防よりも下のほうに実際の面はあるわけですが、その高さに対してかさ上げをすることによって、要するに面積、搬入路とかいろいろ問題があると思うのですが、その辺について、安全のほかにかさ上げをするメリットというのはあるのでしょうか。

**○三橋俊夫事務局長** 先ほどかさ上げの件についても申し上げましたが、昨年、ことごと、想定の外の中でいろいろな大規模災害が起きております。例えば大地震等で災害廃棄物を一時保管した後に、大雨による災害が起きまして、さらに災害廃棄物が流れてしまうようなことも考えられます。安心・安全ということを考えますと、そのようなことから、敷地の緑地のかさ上げは必要なものではないかと考えております。

**○2番 石井芳隆議員** 緑地じゃなくて施設のところでのかさ上げが、要は安心・安全な点のほかに、今の面積では足りなくなる、搬入路をつくらなければいけないとか、さまざまな問題が出てきた場合に、かさ上げすることによってメリットになる部分はあるのでしょうか、その辺をちょっと聞きたいのです。

**○三橋俊夫事務局長** 施設のほうの部分でございます。申しわけございません。この場所につきましては、かさ上げがございませんと、大幅に進入路のスロープのスペース、延長がかかりますが、かさ上げをすることにより、堤防道路等から並行して入れるようなこととなりますので、こういったものでは大きなメリットがあるものと考えております。

**○2番 石井芳隆議員** 次に、この整備スケジュールが平成33年度着工、平成37年度稼働という形で今予定されて、計画案として出て

いますけれども、5年おくれることについての延期の理由、さまざまな理由があつて平成32年予定がおくれる形になりますけれども、この理由について、具体的な説明ができればお願いしたいと思うのです。

**○三橋俊夫事務局長** 整備スケジュールの関係でございますが、敷地のほうにつきまして、1.8ヘクタールから、地元の皆様のご理解、または関係構成市町村のご理解を得まして5.6ヘクタールに拡張したことがございます。面積が拡張したことによりまして、それまで事前に行ってきました都市計画法に基づく農林漁業調整の事前相談につきまして、基本から練り直すことになりました。また、売電のため、引き込むための特別高圧線につきまして東京電力との新たな交渉等が入ってまいりまして、その工事についてはおおむね4年かかることがわかってまいりました。また、昨年から地元のほうにお願いしてまいりましたが、1.8ヘクタールから5.6ヘクタールに変えるに当たりまして、組合の基本計画を平成26年度に作成する予定でございましたが、こういった地元との調整、地元のご理解を得るために、厚木市と一体的になりまして対応いたしまして、平成27年度、ここで基本計画作成を終了するような形になりましたので、こういうところでも1年間時間を要したことは事実でございます。

**○2番 石井芳隆議員** 今の説明ですと、施設のほうの機械的な要因、要するにソフトの部分ではなくてハードの部分で延びるということもあるというお話でしたけれども、それ以外に地元といろいろお話しされている中で、今回併設される緑地にする場所、このところが入ったことも含めて延期される、時間がかかるよという理由であったと思いますけれども、今もう1つ聞きたいのは、その併設する用地がなくても、先ほどハードの部分での延期等、要するに売電の関係で時間がかかるという話がありました。併設する用地を入れなくても、その施設だけでも、やはりその部分、今度の計画の中で時間はかかるということよろしいでしょうか。というのは、地

元のほうにも、用地を買収するために時間がかかる、だからおくれるという話だけではないということ、そこをちゃんとはっきり説明をお願いしたいと思います。

**○三橋俊夫事務局長** 今回1.8ヘクタールから5.6ヘクタールに拡張したことによりまして、施設本体と緑地部分、両方の土地が該当してまいります。これら両方の土地につきましては、都市計画事業として一体的な整備を行う予定でございまして、今後、神奈川県等の環境アセスや都市計画決定等の手続を進める際に、一体となった調整をしていきますので、新たに加わった部分の拡張に伴うだけのおくれではないということでございます。

**○2番 石井芳隆議員** そのところは地元の人たちも、緑地で時間がかかるためという受けとめ方をされている方が大分多いのですね。だから今回、施設そのものがいろいろな面で、要するに今まで熔融炉だったのを変えていくとか、それから売電もしていこうよという形で、ハードの面でもその分時間がかかる、それが市民のためになっていくのだという話を機会あるたびにさせていただければいいなと思っております。少しその辺で短絡した考えを持っておられる方もおられることをお知らせしたいなということで質問させていただきました。

次に、情報発信についてお伺いをしたいと思います。情報発信というのは、地域の人、それから、ごみを出される全部の人たち、3市町村全て、これが理解をしていただける大きな手段だと思います。特に地元に対して、厚木市が今までやってきていること、それから、これからもやっていかなければいけないこと、それから、組合がやっていかなければいけないこと、さまざまいっぱいあると思うのですね。それに対して、事後報告ではなくて、これからこういうことをやっていかなければいけない、こういうスケジュールがありますよということを、ただ表で出すのではなくて、その都度事前に、予定されている事業の計画とか進捗状況、そういうものも広く出していただければ、これが一番肝要かと思う

のですね。みんなやはり情報を知りたがっているのです。そこについての取り組みというのでしょうか、やはり定期的に報告をしていく、そして周知をしてもらいたいと思うのですけれども、その辺について今考えておられること、これからどういう考えで情報発信をしていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

**○三橋俊夫事務局長** 昨年12月20日には地元説明会を行わせていただきました。事業の節目となりますので、平成28年度は測量業務や環境影響評価の実施計画の住民説明会などを予定しております。そうしたことにつきましては、ホームページ等では公開しておりますが、現地の皆さんにじかにこういった説明会等がありますというふうなことは、今後、自治会などともご相談しながら、回覧などを随時作成いたしまして、地元にも周知してまいりたいと考えております。地元にも周知していくことによりまして、よりご理解を得ていくような手段をとりたいと思っております。

**○2番 石井芳隆議員** 特に住民の方にも知ってもらう方法として、自治会の回覧、説明会、それから自治会等の役員さんとの会合、いろいろなことがあると思うのです。できればお願いしたいのは、これはあくまでも厚木市の施設でありますから、できるかどうかまだ断言できないかと思っておりますけれども、環境センターへごみを運んで持ってこられる市民の方が毎日相当いらっしゃいます。入るところに目につくような形で掲示板みたいなものを置いてもらう。そうすると市民の人も、それから地元の人も、そこに行けば見られるというような形とか、それから、各自治会というか、各場所に厚木市広報の掲示板があるのですね。ああいうところにもそういうものを出していくとか、そういうものも張り出していけるようなことを、これから厚木市とも積極的に話し合いをしながら一番いい方法をつくってもらって、基本的にいつでもみんなの目に触れる、あっ、こういうことをやっているのだなということがわかるような情報発信をしていただきたいと思います。その辺に

ついて、今答えが出るかどうかわかりませんが、考え方がもしあれば、お聞かせいただきたいと思うのです。

**○三橋俊夫事務局長** ただいま石井議員さんのほうから、現環境センターを利用します住民の方、資源物を持ってこられたり、一般の可燃ごみを持ってこられたりという形で環境センターをご利用されていることは理解しております。このような中で、先ほど申されました掲示板、それから厚木市の掲示板等につきましては、それぞれ施設担当並びに広報課のほうと調整し、今後しっかりとそういった情報発信をしていくことが大切であると考えておりますので、この辺については検討させていただきたいと思います。

**○2番 石井芳隆議員** ぜひよろしくお話ししたいと思います。

次に、併設する災害廃棄物の一時保管場所についてお伺いをさせていただきたいと思えます。先ほど管理者からのお話もありました。この指定をされる、要するに保管場所として位置づけられた用地のことなのですが、この用地の取得、それから今後どのような形にされるか、緑地の整備、管理、この辺については厚木市がやっていくものなのか、厚木市がやって組合に引き継ぐものなのか、それとも一から、最初から施設組合がやっていくのか、その辺はどうなのでしょう。

**○三橋俊夫事務局長** これにつきましては、土地の買収は、基本的に組合のほうで用地の取得、交渉等を行ってまいります。その後、その土地の整備、維持管理につきましても、組合のほうで一括して管理をしていきたいと考えております。

**○2番 石井芳隆議員** 組合が一括して全てやっていくというお話であります。ということは、これから地域の中に組合のほうもどんどん入っていったらかなければならないと思えます。この場所についてお願いというか、私がこれから述べますことに対するの見解をちょっとお伺いしたいと思うのですが、説明、それから先ほどの施政方針の中でもお話がありましたけれども、この場所について

は、東日本大震災のような大規模災害が発生したときのみ廃棄物の一時保管場所として利用するが、平常時は地元の皆さんが利活用できる広場、緑地として位置づけされているということもお話しいただきましたので間違いないと思っておりますし、また、地元の説明会の中でもそういうことをお話しされておりますので、これは確約されたものと認識しております。

しかしながら、緑地ではなく廃棄物の保管場所で、風評被害が出るような廃棄物が持ち込まれるとか、人体に影響を及ぼすものが保管される、金田が汚染されるなど、こういう不安ばかりを植えつけるような意見が出回っております。心配される方がおられます。このようなことは絶対にあり得ないという確信を私は持っておるのですが、その辺について、搬入もしないよと、ちゃんと選んだものを、そして可燃物としてあそこで処理できるものを大規模災害のときに一時保管しながらどんどん燃やしていく形をとっていくというお話で、これは今、風評被害ではないですけれども、そういう話が出ていることに対して見解を述べていただければと思います。

**○三橋俊夫事務局長** 災害廃棄物一時保管場所の災害廃棄物の搬入の関係でございます。この件につきましては、現在、地元自治会とは事前調整に入っております。分別された可燃ごみだけを搬入することとし、廃棄物の汚水による地下水汚染やにおい対策としましては、廃棄物を持ち込む前に防水シートを張ることや、腐敗性の廃棄物につきましては優先的にごみピットに搬入するなどしまして、国が示した廃棄物対策指針に従い、管理してまいります。

**○2番 石井芳隆議員** 先ほどの情報発信ではないですけれども、やはりきちんとそういうことをやっていきますと、説明会だけではなくてちゃんとした形で、例えば広報なり公民館だよりなり、いろいろなものを使ってちゃんと説明をしていく。風評被害とか、人体に影響を及ぼすものが入ってくるのだというのがもうひとり歩きしているわけですね。

だから、そういうものはあり得ないということをやっとした形で発信をしていてもらいたい。これで地域の皆さんが安心して一緒にやっていける場所だということも確認がとれるというふうに思いますので、その辺について、なるべく早くそういうことも実施していただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほど局長のほうから、ここの拡張予定のところのかさ上げのお話もありましたけれども、この辺について、再度もう1回、お聞かせいただけますでしょうか。そちらもやはりかさ上げが必要だよという根拠というのでしょうか、その辺についてのお話をお願いできればと思います。

**○三橋俊夫事務局長** 再度のお答えになって済みませんが、重複するかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。経過を申し上げますと、この新しい中間処理施設につきましては、平成25年5月に国から示されました廃棄物処理施設整備計画の方針に従いまして、施設については災害に強い施設となるよう計画してまいりました。さらに、平成26年3月に国から災害廃棄物対策指針が示されまして、大規模災害時に備え、災害廃棄物一時保管場所をあらかじめ確保することが求められました。そのようなことから、当初の建設予定地の北側に隣接する3.8ヘクタールの土地を災害廃棄物一時保管場所としても利用できる緑地としまして、平時は緑地として利用していただき、ごみ中間処理施設とあわせて、先ほど申しましたが、一体的な都市計画事業として進めてまいりたいと考えております。

**○2番 石井芳隆議員** 地元と話をしながら、その辺について理解をいただくような形でやっていただければ、皆さんも理解していただけたと思います。

その場所、緑地についてちょっとお話をさせていだきたいのですが、平成25年11月13日に、厚木市と地元の金田地区の環境保全委員会並びに金田の3自治会で基本協定を締結されております。そのときに、県立三川公園については、厚木市は神奈川県に対し早期整

備を積極的に働きかける、そして施設稼働時期をめどに責任を持って取り組むということで基本協定が結ばれてございます。先ほど話があった中で、施設組合がこれからも全部やっていくという中で、この三川公園のことについてかわり合いを持ってもらえるかどうかということでもちょっとお伺いをさせていただきます。

以前、神奈川県の上三川公園の検討委員会、これは神奈川県の検討委員会ではありますが、そこから提出されている案として、具体的な整備方針が出されております。それは拡張用地の部分も入っているわけですね。その内容は、新ごみ中間処理施設の予定地として、現ごみ中間処理施設の北側に新ごみ中間施設を建設した場合、さがみ縦貫道路と堤防道路の間にある農地が今予定している場所ですけれども、緑地として公園として整備して一体的な活用をしていくという形で神奈川県から案が提出されておりました。

そのときに、堤防道路そのものは、国道246号のほうから南へ行ったところに物流センターがあるのですが、あそこからさがみ縦貫道路の西側に入って、すぐさがみ縦貫道路の側道を通って環境センターのところまで行き、それからまた東側へ戻って堤防道路へ出ていく。今の拡張予定と新ごみ中間処理施設をつくる用地のところについては、堤防道路は、堤防道路としてではなく、堤防は残すけれども、その上部を一体として堤外地と自由に行き来ができる、そういう一体的な考えにしていきたいということが地元で説明があったのです。そういう形で出ているものを、神奈川県がこれからも一体としてまだ何らかの形で支援していただけるのであれば、先ほど申し上げた緑地になる分をかさ上げして、一体として堤防から堤外地へと歩いていける、そういう形がとれると非常に使いやすい。

また、目線が、利用する人たちが川を見て、反対側の海老名側の河川のところにある公園を見ながら、そして地元の手前の堤外のところも、サイクリング、遊歩道とかいろいろ

ろなものをつくる予定になっていまして、一体として使っていけるようになるのではないかと思うのです。神奈川県が一旦出している整備計画、予定ですけれども、それに合わせた形で神奈川県と話し合いができないのかなと思っています。そうするとかさ上げのことについても、今地元で言われているような風評被害とかも払拭できる1つになるでしょうし、みんなが安心して――堤防道路は車がどんどん通っているよと、そういったところに緑地が同じ高さであるよりも、そういうことを1つ案として考えていくようなことをぜひお願いできればと思うのです。

これは厚木市が今までやってきているので、この組合として回答というか、どういふふうにされるかというのはちょっと難しいことではあるけれども、私が言ったことに対して思いがわかっていただけるかどうか、その辺についてお話をさせていただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○三橋俊夫事務局長** 神奈川県三川公園につきましては、地元の皆様が待望されている公園でございます。今回、組合といたしましては、堤内地のところに施設及び緑地を確保し、それと一体となるような形で、堤外地については神奈川県の方に整備をお願いしているところでございます。これらにつきましては地元の方々の長年の念願でございますので、三川公園につきましては組合としてこういったことを要望するには、厚木市と一体となりまして、今後も神奈川県に整備の状況について確認して、それをまた地元へ広報、周知するような形をとりまして、堤外地、堤内地一体となりました三川公園という原点に戻りまして、こういったものがどこまでできるかというようなことも再度調整をさせていただきまして、ご説明をしていきたいと思っております。

**○2番 石井芳隆議員** これ（資料を提示）は当時出た図面です。こういう形が出ていましたので、これが生きているかどうか、まだ私のほうは確認もしていませんが、こういう案が神奈川県から示された、一体として考

えていこうよということでの話でありましたので、これからいろいろな形で話が進むことの1つにはなるのかなと思います。ぜひご検討をお願いしたいなと思っております。

最後になりますけれども、3月22日に金田の3自治会長さんから、施設組合の管理者並びに厚木市長宛てに自治会としての要望書が提出されております。これは3自治会が、新ごみ中間処理施設の整備に当たっての要望書を組合と厚木市へ提出するに当たって、住民の皆さんから独自に意見を集約しております。皆さん、ご意見があったら出してくださいということで、意見を集約された中で出された要望書であります。これについて、地元も要望書を出していくことは受け入れながら、ちゃんと話をし、一緒にやって進めていきたいという思いのあらわれだろうと思っております。非常に重みのあるものと認識をしております。ぜひ地元の思いを真摯に受けとめていただきながら、ぜひとも誠意ある対応をお願いしながら、今回の質問を終わらせたいと思います。地元の皆さんの一緒になってやっていこうという気持ち、この気持ちをぜひとも酌んでいただいて、地元の要望に対し、着実な進展を進めていただくことをお願いしたいと思います。

以上であります。よろしくお願いたします。

**○沼田幸一議長** 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

---

午前10時57分 開議

**○沼田幸一議長** 再開いたします。

**日程6「議案第1号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）」**を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

**○小林常良管理者** ただいま議題となりました議案第1号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3568万5000円を減額し、補正後の総額を8651万円とするものでございます。

初めに、歳入歳出予算の内容でございますが、歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金を減額し、繰越金を増額するものでございます。

次に、歳出の主な内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、派遣職員給与費が当初見積額を下回ることが見込まれるため、減額するものでございます。

次に、衛生費につきましては、ごみ中間処理施設建設予定地における地質調査委託料及び地形測量委託料が未執行となりますことから、減額するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○沼田幸一議長** 質疑に入ります。石井議員。

**○2番 石井芳隆議員** それでは、歳出のところ11ページ、建設事業委託料が減額になっております。これについての説明をお願いしたいのです。

**○三橋俊夫事務局長** こちら、建設事業委託料3323万2000円の減額でございますが、内訳といたしまして、当初予定しておりました地質調査業務委託料2743万2000円、地形測量業務委託料580万円の2件でございます。

**○2番 石井芳隆議員** 今、地質調査と地形測量ということで減額になっておりますが、これはおこなっているということで、平成28年度にまたやっていくことになると思うのです。地形測量の中で、官民の境界の確定がおこなっていると聞きましたが、この原因は何でしょうか。この辺はおわかりになりますか。

**○三橋俊夫事務局長** 地形測量の件でございますが、組合の敷地面積の測量ということで、本年度予算を組んでおります。現地の方は、ちょっと長くなりますが、敷地全体が道路で囲まれております。周辺の官民境の道路境界の確定図が必要となりますが、厚木市

道路管理課に確認したところ、さがみ縦貫道路の側道がございます。この部分につきましては市道でございますが、国による官民境界の確定がなされておらず、道路境界確定図がないことがわかりました。

さがみ縦貫道路は高規格道路でございますが、その側道は供用開始されております。当然境界確定は行われているという推定でございましたが、昨年9月下旬、国に問い合わせたところ、道路形態ができてから官民境界確定を行うこととなっております、その作業がおこなっているということで、本年2月に境界立ち会いを行っております、本年6月ごろに厚木市道路管理課へ境界確定図を引き継ぐと伺っております。

このように地形測量をする際に必要となります道路境界確定図ができない状況が判明しましたので、補正によりまして本年度の執行を見送るものでございます。

**○2番 石井芳隆議員** 今のお話で、国がやらなければいけないことをやっていなかったということだろうと思うのです。これによって、こうやって作業が遅延していく。こういうことは、何らかの形で国に対してペナルティではないですが、はっきり言って精神的にも時間的にも損害をこうむるような状況にあるわけですね。こういうことは国のほうから何らかの形で連絡というか、謝りではないですけれども、何かそういうことが来ているということは聞いておられますか。

**○三橋俊夫事務局長** 本案件につきましては、厚木市の所管課でございますが、国県道調整課のほうと連携をとっております。私どものほうで本年、この地形測量を行うことにつきましては、特に国のほうについて国県道調整課を通じて確認したのですが、これらにつきましては私どものほうでやる事業でありますので、特に国のほうにつきましては把握してございませんでした。一刻も早く事業のおくれというか、測量が本年度できなかったのも、2月に現地の立ち会いをしていただきまして、6月早々に境界確定図を引き継いでいただきまし

て、来年度予算のところは後ほどご審議いただきますが、こちらに計上いたしました測量費用を用いまして事業の進捗を図っていきたいと考えております。

○2番 石井芳隆議員 よろしく申し上げます。結構です。

○沼田幸一議長 ほかにございますか。

(「議事進行」との声あり)

ほかになれば質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になれば討論を終結いたします。

採決いたします。日程6「議案第1号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○沼田幸一議長 日程7「議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、用語の整理を行うなど新たな行政不服審査制度に対応するため、厚木愛甲環境施設組合情報公開条例及び厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○沼田幸一議長 質疑に入ります。釘丸議員。

○1番 釘丸久子議員 国の法律そのものが全部改正されるということなのですが、具体的にこの法律改正によって、不服審査を行う人にとってメリットはどのようなものがあったのか、そしてデメリットとしてはどのようなものがあったのか、それはいかがでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 今回、行政不服審査法が52年ぶりに改正されます。主なメリットといたしましては、こういった行政不服審査の手続の一元化、審議の客観性、公正公平性の確保、迅速化などがメリットとして挙げられると思います。逆にデメリットといたしましては、審査請求の一元化によりまして、現行の異議申し立てが廃止されることとなります。かわって再審査の請求ができるようになりますが、審査請求は最上級庁まで行われますことから、今後、審査人の負担等が多くなるということで、物理的にもいろいろな影響が出てくると思っております。こういったところをメリット、デメリットとして一般的に捉えているところでございます。

○1番 釘丸久子議員 ありがとうございます。一定のメリットはあるとしても、要するに、今までできていたものができなくて、遠くに行かなければいけないところがあるということがよくわかりました。

○沼田幸一議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になれば討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数。よって本件は原案のとおり可決

されました。

---

**○沼田幸一議長** 日程8「議案第3号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

**○小林常良管理者** ただいま議題となりました議案第3号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年度予算につきましては、広域廃棄物処理施設整備調査事業費を措置したほか、人件費及び組織運営費等の必要見込額を措置し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億116万5000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入の内容でございますが、分担金及び負担金につきましては、構成市町村から負担金を受け入れるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金を受け入れるものでございます。

次に、県支出金につきましては、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金を受け入れるものでございます。

次に、繰越金につきましては、平成27年度の残額を繰り越すものでございます。

次に、諸収入を計上するものでございます。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

議会費につきましては、議員報酬や会議録作成業務委託料などを計上するものでございます。

次に、総務費につきましては、職員人件費、一般事務費のほか、監査委員の報酬などを計上するものでございます。

次に、衛生費につきましては、ごみ中間処理施設建設予定地における測量調査委託料のほか、環境影響評価及び施設基本設計委託料など、施設整備に必要な事業費を計上するものでございます。

また、最終処分場施設整備事業を中止したことに伴い、清川村が整備事業のために行ってきた事業の経費の一部について対応するため、清算金を支出するものでございます。

次に、予備費につきまして計上するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○沼田幸一議長** 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第3号 平成28年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

**○沼田幸一議長** 日程9「議案第4号 監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

**○小林常良管理者** ただいま議題となりました議案第4号 監査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、本組合に置かれております監査委員のうち、伊従正博様の任期が本年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員として、財務管理及び行政運営に関しすぐれた識見をお持ちの伊従正博様を引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び厚木愛甲環境施設組合同規約第11条第2項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。



○沼田幸一議長 質疑に入ります。——別に  
なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36  
条第3項の規定によって委員会付託を省略す  
ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託  
を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を  
終結いたします。

採決いたします。日程9「議案第4号 監  
査委員の選任について」は同意することに賛  
成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は同意することに決  
しました。

---

○沼田幸一議長 日程10「議員提出議案第1  
号 管理者の専決事項の指定について」を議  
題といたします。

提案理由の説明を求めます。石井芳隆議  
員。

○2番 石井芳隆議員 ただいま議題となり  
ました議員提出議案第1号 管理者の専決事  
項の指定について、提案理由をご説明申し上  
げます。

地方自治法第180条第1項において「議会  
の権限に属する軽易な事項で、その議決によ  
り特に指定したものは、普通地方公共団体の  
長において、これを専決処分にすることがで  
きる。」と規定されており、本組合議会にお  
いては、平成16年6月28日の議決により、  
100万円以下の損害賠償など2項目を指定し  
ているものであります。ここでさらに、議会  
運営の効率化及び円滑な事務執行を図るた  
め、法令の改正等に伴い必然的に必要とな  
り、独自の判断をする余地のない条例改正に  
つきましても、同様に管理者の専決事項とし  
て指定するため、議決を求めるものでござい  
ます。

以上で提案説明を終わります。よろしくご  
賛同くださいますようお願いをいたします。

○沼田幸一議長 質疑に入ります。——別に

なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36  
条第3項の規定によって委員会付託を省略す  
ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託  
を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を  
終結いたします。

採決いたします。日程10「議員提出議案第  
1号 管理者の専決事項の指定について」は  
原案のとおり決することに賛成の議員の起立  
を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決  
されました。

---

○沼田幸一議長 以上で本日の日程は終了い  
たしました。

これをもちまして平成28年厚木愛甲環境施  
設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

---

午前11時16分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違な  
いことを証し、ここに署名する。

議 長 沼 田 幸 一

議 員 佐 藤 り え

同 藤 田 義 友